

(表)

様式第4号

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

銚子市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(様式第3号)と一緒に提出下さい。

- 1 次の項目にチェック☑を付して下さい。
☐ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。
2 申請書(様式第3号)の「2 申請者が属する世帯の状況」に記入したすべての方に
ついて記入してください。

Table with columns forフリガナ, 氏名, 左欄の者が扶養する者の数, 令和4年度住民税課税状況, 障害者控除等の適用, 任意の1か月で申し立てる場合、その年月, 任意の1か月の収入(5) (給与収入, 事業収入及び不動産収入, 年金収入), 年間収入見込額, 非課税相当収入限度額.

※ 記入上の注意

- (1) 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の方が扶養している親族の数を記入して下さい(扶養控除等申告書で届け出ている人数)。
(2) 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑して下さい。
(3) 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑して下さい。
(4) 「任意の1か月で申し立てる場合、その年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降令和4年9月までの間の任意の1か月の年月を記入して下さい。
(5) 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降令和4年9月までの間の任意の1か月の収入を記入して下さい。

Table with 2 columns: 項目 (給与収入, 事業収入及び不動産収入, 年金収入) and 注意 (記入方法に関する説明).

- (6) 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を1.2倍した金額を記入して下さい。
(7) 「非課税相当収入限度額」には、(1)欄の人数に応じて、次の表から該当する非課税相当収入限度額を記入して下さい。

< 早見表 >

Table with 2 columns: 扶養している親族の状況, 非課税相当収入限度額. Includes rows for single, spouse, and disabled/elderly/childless cases.

※ これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

~所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入して下さい~

(裏)

3 年間所得により申し立てる場合、銚子市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(様式第3号)の「2 申請者が属する世帯の状況」に記入したすべての方について記入して下さい。

	フリガナ	【収入】 年間収入 見込額 (6)	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 (11)	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 (12)
	氏名		給与所得 控除額 (8)	事業収入及び 不動産収入の経費 (9)	公的年金等 控除額 (10)		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

※ 記入上の注意

(6) 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(6欄)の額を転記して下さい。

(8) 「給与所得控除額」欄には、次の算定式により控除額を計算の上、記入して下さい。

- ア 表面【A】の額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- イ 表面【A】の額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ウ 表面【A】の額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- エ 表面【A】の額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

(9) 「事業収入及び不動産収入の経費」

- ア 事業収入及び不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入して下さい。
- イ 帳簿等の上記の経費がわかる書類を提出して下さい。

(10) 「公的年金等控除額」欄には、次の算定式により控除額を計算の上、記入して下さい。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

(11) 「年間所得見込額」欄には、次の算定式により計算の上、記入して下さい。

(11)年間所得見込額 = (6)年間収入見込額 - ((8)給与所得控除額+(9)事業収入等の経費+(10)公的年金等控除)

(12) 「非課税所得限度額」欄には、表面(1)欄の人数に応じて、次の早見表から該当する非課税相当所得限度額を記入して下さい。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦(夫)、ひとり親の場合	135.0万円

※ これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用